

## 飲み会参加権に関する規約（2017年1月10日付）

### 本規約の目的

「飲み会参加権に関する規約」（以下「本規約」といいます）は、株式会社 J コミックテラス（以下「当社」といいます）が定めた所定の条件の下で行う食事会に参加できる権利について規定することを目的とします。

### 定義

本規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下の意味を有します。

- (1)「飲み会」とは、当社の定めた所定の条件の下で、当社が行う食事会をいいます。
- (2)「参加権」とは、当社が販売する、特定の作家が参加する、当社の定める所定の条件の下での食事会に参加できる権利をいいます。
- (3)「購入者」とは、当社の定める購入手続に従って、参加権利の購入を完了した者をいいます。
- (4)「個人情報」とは、一つ又は複数を組み合わせることによって、当社又は第三者が個人を特定し識別することができる情報をいいます。

### 飲み会への参加

お客様が当社の定める所定の条件に同意し、参加権購入の申込みに当社が同意したときに、購入者と当社の間で、飲み会参加に関する契約（以下「本契約」）が成立します。当社は、本契約に従い、参加権販売時に提示した条件の下で飲み会を実施する義務を負い、購入者は飲み会に参加する権利が付与されます。

### 飲み会での費用負担

当社が販売する参加権購入代金に含まれる費用は、飲み会に参加する権利および飲み会で当社が指定する飲食物のみの対価であり、交通費その他の別途発生する費用は購入者が負担するものとします。

### 返品

購入者は、理由のいかんを問わず、本契約を解除することができません。

### 当社による売買契約の解除

当社は、以下のいずれかの場合において、購入者の同意を得ることなく、本契約を解除することができるものとします。

- (1)決済機関において利用者の支払いが確認できないとき

(2)当社の定める実施条件に満たなかったとき

(3)購入者が飲み会への参加によって、違法又は不適切な行為を行うおそれがあると当社が判断したとき

(4)地震、風水害、落雷、爆発、火災といった天災地変等の不可抗力により、飲み会の一部又は全部の提供ができなくなったとき

(5)前三号に類する事情により、当社が解除すべきと判断したとき

前項(2)ないし(5)の場合、当社は購入者に対して、当社の判断により参加権購入代金の一部若しくは全部の返金又は代替サービスの提供を行うことができます。

### **参加権の不行使**

飲み会が開催された（前条により代替サービスが提供された場合も含みます）にもかかわらず、購入者が飲み会に参加しなかった場合、購入者は返金若しくは代替サービスの提供又は本契約の解除を求めることはできません。

### **参加権の譲渡禁止**

購入者は、参加権を第三者に譲渡、貸与、売買及びその他の処分をすることはできません。

### **免責事項**

当社は、飲み会や飲み会参加のための移動等で購入者または第三者に生じた損害等が生じた場合でも、一切の責任を負いません。

### **利用者情報の取扱い**

飲み会の提供に際して当社が購入者から集めた個人情報、本契約に定める目的以外では利用しません。

### **分離条項**

本規約のうち、一つ又は複数の条項が無効及び違法と判断された場合においても、本規約の他の条項の有効性及び適法性には、一切の影響を及ぼさないものとします。

### **問題の解決**

飲み会の実施及びこれに関係する事象において、本規約の条項又は本規約に定めのない事項について問題が生じたときは、当事者間で誠意をもって話し合い、解決に当たるものとします。

### **準拠法及び合意管轄**

本契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

本契約若しくは飲み会に起因し、又は関連して紛争が生じた場合、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2017 年 1 月 10 日